

第5号議案

教育委員会の権限に属する事務の補助執行について

上記の議案を提出する。

平成28年2月1日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 南 新平

27文教教庶第1949号

平成28年 月 日

文京区長 殿

文京区教育委員会

教育委員会の権限に属する事務の補助執行について（協議）

文京区教育委員会に権限に属する下記の事務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定による補助執行により実施するに当たり、同条の規定により協議します。

記

- 1 補助執行事務  
区立幼稚園の入園・保育料に関すること
- 2 補助執行させる機関  
区長の補助機関である職員
- 3 補助執行の開始日  
平成28年4月1日
- 4 事案の決定  
補助執行させる事務に係る事案の決定については、文京区事案決定規程（昭和61年3月訓令甲第1号）に準ずるものとする。
- 5 その他  
補助執行させる事務のうち、特に重要であると認められるものについては、これを教育委員会に諮らなければならない。